

第三者評価結果

事業所名：北寺尾4丁目むつみ小規模保育施設

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針等の趣旨を踏まえ作成しています。また、年齢ごとの子どもの発達過程や子どもの家庭状況、園の理念・方針に基づき、地域性等を考慮して作成しています。園長が原案を作成し、みんなで話し合っ完成させています。作成した全体的な計画は、職員がいつでも確認できるようファイリングされており、振り返ることができるようになっています。年度末には職員で振り返りを行い、次年度に生かしています。今後、さらに多くの職員の参画のもと、作成されることが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>室内の換気は常にしており、特に子どもが散歩時には必ず換気をしています。保育室に温・湿度計、エアコン、加湿器付き空気清浄機を設置し、職員が適宜、温・湿度の管理をしており、8:30、13:00、16:00を目安に保育室の温度と湿度を記録してファイリングしています。マンションの一室を保育施設として利用しており、家庭的な雰囲気があります。また、採光を十分にとり、食事と睡眠はスペースを分けています。設備点検は毎月、玩具の消毒は使用のつど行い、簡易ベッドは毎週アルコール消毒をしています。清掃は掃除点検表で毎日確認しています。保育室は明るく、子どもがくつろいで過ごせるように環境設定されています。トイレや手洗い場は清掃が行き届いていて清潔に保たれ、少し視線を遮りプライバシーへの配慮をするとともに、明るい雰囲気となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>1、2歳児のみの小規模施設なので、入園時に把握した子どもの発達過程や家庭環境からくる個人差を十分把握して尊重しています。必要な情報を職員間で共有し、子どもとのかかわり方を統一できるようにしています。職員は、子どもが言葉にできない思いを表情や仕草などから読み取り、安心してありのままの姿を表現できるよう、ゆっくりとした口調で話しかけたり、言葉にリズムを付けて話したりするなど、楽しい雰囲気を作るように意識し、気持ちを代弁するなどを心がけています。子どもに対する言葉づかいや対応について学び合うなど、子ども一人ひとりの個性を尊重して保育にあたることを実践しています。職員は、子どもの心に目を向けて、せかず言葉や否定語などを用いず、温かみのあるくつろぎの場となるよう配慮することなどを学んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>保育園とは「基本的な生活習慣を学ぶ場であること」を職員全体で共有しています。子ども一人ひとりの発達に応じて、着替えやトイレなど、生活面のねらいを各クラスの週案や月案、個別指導計画などで設定しています。保育士は、個々の状況を共有し、子どものやる気や姿勢を尊重し、成功体験を重ね自信につなげています。子どもたちが自然と生活習慣を身につけられる環境づくりに配慮しており、洋服の着脱方法やおもちゃの片付け方法などを伝えています。子どもたちは、日々の生活の中での経験を積み重ねています。手洗い場やトイレにイラストを掲示したり、歌をうたいながら手洗いを覚えられるようにしたり、紙芝居や人形を用いたりして、子どもが楽しみながら基本的な生活習慣を身につけられるよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>保育室には、発達に応じたさまざまなおもちゃや絵本が子どもの手の届くところに準備されており、コーナーを設定して好きなおもちゃを自分で選んでじっくり遊び込めるようになっています。さらに遊びが広がるように、保育士とのかかわりも大切にしています。園では1、2歳児の合同保育を実施し、ままごと遊びや追いかけてっこ等で保育士が仲立ちをして、友だちと遊ぶ楽しさを伝えています。園外保育では交通ルールを伝え、公園での遊び方など社会に出て行くうえでの基盤が定着していくように日々伝えています。子どもたちは散歩の途中や公園で自然に触れ、探索活動が十分できるようにしています。保育士は、散歩や公園で出会う地域の人と積極的に挨拶や会話を交わし、子どもたちも自然と挨拶ができるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p><コメント> 0歳児保育を実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では子どもが自分でやりたいという自発的な行動を尊重し、時間をかけても見守る体制ができています。小さなことでもできた時には大いにほめて、自信が持てるようにし、日々の成功体験を重ね、成長していくその様子を連絡帳などで保護者と共有し、喜びを分かち合っています。戸外での遊具遊びにおいては、子どもがいろいろなことを試してみようという気持ちを大切にしています。保育室では、マットで緩やかな傾斜やトンネルを作るなどして、子どもが楽しみながら体を動かせるようにしています。また、遊びによってコーナーを作るなど、環境を整えています。英語教室ではネイチャーの講師とかかわり、公園遊びでは地域の方とまた近隣の消防署訪問等で多くのおとなとかかわれる機会を作っています。子ども同士のトラブルは、行動を見守りお互いの気持ちを受け止め、言葉にできない子どもには、職員が代弁しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	
<p><コメント> 3歳以上児の保育を実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 当園はマンションの一室を利用しているため、多目的トイレなどの設備はありません。しかし、障がいのある子ども一人ひとりの特性を理解し、個別指導計画を作成し、保護者と相談しながら柔軟に対応できる体制を整えています。子ども同士のかかわりに配慮し、子どもの思いを保育士が仲立ちしながら偏見を持たないようにしています。横浜市東部地域療育センターなどの巡回相談を通じて連携し、園での適切な援助について検討しています。日常の保育において気になることがあった場合にも、横浜市東部地域療育センターの巡回指導の際にアドバイスを受けることもできる体制があります。職員の研修においては、鶴見区や療育センターなどの研修を受け、子どもの発達障がいなどについて学んでいます。保護者には園の取り組みについて情報を伝える機会を持つように工夫されることが望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 長時間にわたる保育については、1日の生活や活動の連続性に配慮し、子ども一人ひとりの状況に応じて年間指導計画や月案、週案、日案の作成を行っています。保育士は、子どもとスキンシップを多くとり、一対一で対応するなど、子どもがさみしさを感じないように配慮して保育にあたっています。夕方の時間帯では、子どもが好きなおもちゃや絵本を選んで遊べるよう準備し、マットを用いてゆったりとくつろいだり、疲れが見える子どもは寝転んだりできるような環境作りの工夫をしています。子どもの様子など保護者に伝えるべき内容は、職員間で口頭で伝え合うほか、登降園簿を用いて情報共有し、お迎え時の保育士より保護者へ報告を行っています。担任の保育士が、保護者と直接会い、子どもの様子を伝えるなど、保護者の安心につなげるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	
<p><コメント> 1、2歳児対象の保育所のため、対応していません。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理においては、アレルギー、感染症、けいれん、与薬などに関する重要事項を記載したマニュアルを基に、一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。また、法人の「保健年間計画」を基に、園の計画を作成しています。保護者には、入園時に健康記録を提出してもらい、子ども一人ひとりの健康状態や既往症を把握しています。予防接種などは、随時保護者から情報を得て職員間で共有しています。乳幼児突然死症候群の防止対策については、1歳児クラスは10分ごとに行っています。保護者には、乳幼児突然死症候群に関する啓発チラシなどを掲示したり、入園時にていねいに説明したりするなど、園の取り組み内容について周知しています。職員に関しては、職員会議で勉強会をするなど、常に注意喚起をしています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定として身長、体重（全クラス・月1回）を実施しています。診断結果は、所定の用紙に記録して、個別の児童健康台帳にファイリングし、職員間で共有しています。保護者へは書面「内科健診結果のお知らせ、歯科健診結果のお知らせ」や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っています。園では2歳ごろから職員が紙芝居やペープサートを用いて、歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患のある子どもの対応については、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、マニュアルを作成しています。食物アレルギーのある子どもについては、横浜市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、アレルギー疾患生活管理指導表を提出してもらい、保護者と密に連携して除去食を提供しています。職員は、外部研修などに参加し、アレルギーに関する最新の知識と技術を学び、研修受講後には報告書を作成して回覧するとともに、職員会議で研修内容を共有しています。アレルギー除去食を提供する際には、誤食防止のために専用トレイ、食器を使用し、子どもの名前、除去食品名を表示して、だれの目にもはっきり区別できるようにしています。配膳時には、保育士と調理担当者でダブルチェックを行い、食事中は担当保育士が見守り、「園だより」「給食だより」などでもアレルギー疾患や慢性疾患について取り上げ、保護者にも理解を得られるようにしています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>「食育年間計画」を作成しています。プランターで枝豆やミニトマトを栽培し、収穫しました。また、食べ物にちなんだ歌や絵本を用意して、食への興味を深めています。給食時は、感染症対策を徹底したうえで、同じ方向を向き、友だちと楽しく食べることを大切にしています。1歳児クラスでは、手づかみで自分で食べる経験をしてから、徐々にスプーンの使用に移行できるようにしています。2歳児の終わりころから箸の利用を徐々に進めています。食器は陶器を使用しています。1、2歳児は、好き嫌いの個人差があることから、苦手な食材の量を減らすなどの工夫をしています。保育士は、ひと口でも子どもが苦手な食材を食べられた時にはほめるなどして声かけを行い、個々の発達に応じた援助を心がけています。保護者には、希望があれば人気メニューのレシピを配付するほか、給食便りや園便りで家庭と連携しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>園の給食は季節感を大切に、旬の食材を多く使用し、出汁をしっかりとった和食中心のメニューを提供しています。系列園と共通の2週間メニューの献立表を作成し、調理は自園で行っています。また、栄養面に配慮したおやつを手作りしています。1歳児と2歳児が一緒にいるため、野菜の大きさや調理の仕方を工夫しています。栄養士は残食の記録や検食簿を基に、子どもに好評だったメニューや残食が多かったメニューなど、前月の園の状況を月に一度開催している職員会議で報告し合い、献立作りや調理方法に役立てています。季節感のある献立となるよう配慮し、七夕、端午の節句、ハロウィン、クリスマス、ひな祭りなどの際に行事食を取り入れています。調理担当者は、子どもたちが給食を食べている様子を見えています。また、給食衛生管理マニュアルが整備されており、マニュアルに沿って衛生管理を適切に実施しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の子どもの様子や状況などについては、連絡帳や保護者との連絡アプリにより保護者に伝えていきます。大切な内容や特に伝えたいことは、お迎え時に口頭で伝えていきます。また、毎月「園だより（クラスだより）」「給食だより」を作成して配付し、保護者にさまざまな情報を伝えていきます。「クラスだより」では、各クラスとも今月の活動を記載し、当月はどのような内容で保育を行うのかが良くわかるようにしています。また、日々の子どもたちの活動（散歩などの園外保育、野菜栽培や水遊びなど）や行事の様子をクラスごとに伝えるほか、保護者が参加できない行事や誕生会（誕生月の子どもの保護者限定）の様子などもていねいに伝えていきます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では保護者が気軽に園や職員に話せるような雰囲気づくりに努めています。特に日々の送迎時には、職員が保護者とコミュニケーションをとるように努めています。また、連絡帳の活用に力を入れ、園での様子など園からの発信を多くして、ていねいな記載をしています。保護者が気軽に話しかけられる雰囲気があり、保護者からは子育ての悩み、仕事との両立にかかわる相談などもあります。安心して相談できる体制を作り、支援しています。保護者からの申し出や相談は、クラス担任をはじめ、園長など全職員が共有して、相談を受けた保育士が助言を受けられるようになっています。さらに保護者対応に関する勉強もしています。相談内容については適切に記録し、職員間で共有しやすいように工夫しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待等権利侵害については、担任が送迎時の親子のかかわりや朝の受け入れ時の視診や衣服の着脱時などに子どもの体の様子や表情などをしっかりとチェックすることで、異変の早期発見と対応に努めています。万一、あざや傷などを発見した場合は、園長に速やかに相談し、関係機関と対応する体制があります。法人統一の「児童虐待マニュアル」を策定し、基本的な虐待の種類、虐待予防チェックシート、発見後のフローチャートなど、詳細な手順やポイントを示しています。保護者の様子が気になる場合は、声掛けをして、保護者の気持ちに寄り添うよう努めています。虐待の疑いが生じた場合には、職員間で協議し、必要に応じて園長から鶴見区子ども家庭支援課に伝え、横浜中央児童相談所とも連携して対応します。虐待については、予防及び早期発見が重要と考え、職員間で知識向上に努めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>日常の保育内容については、年間指導計画や月案、週案、日案の自己評価及び反省欄に記入するとともに、職員会議などにおいて子どもの状況を話し合っています。職員の自己評価は年2回法人として実施しています。職員の自己評価結果の集計を基に、子どもの発達援助、保護者支援等について話し合い、課題を抽出しています。また、職員の自己評価を基に「保育所の自己評価」を行っています。職員の保育実践における専門性の向上については、月1回の保育士と園長との面談で他者から評価を受けることで、視点の違いや自分自身での気づきがあり、専門性の向上につながっています。</p>	